

トランプ政権発足とデジタル税制の行方

東京財団政策研究所 研究主幹 **森信 茂樹**

トランプ政権が発足し、関税政策に大きな注目が集まっている。また選挙では2025年末に期限を迎えるトランプ減税 (TCJA) の延長・恒久化を公約した。主に所得税減税だが、法人税も現行の21%から20%に引き下げ、米国内で製造する企業は15%まで引き下げる内容だ。10年間で4.6兆ドルと見積られる追加財政負担が生じるので、歳入強化として関税引上げやイーロン・マスク氏の政府効率化省による政府支出の大幅削減などが主張されているが、財政赤字が拡大することは必至の状況だ。

筆者が注目するのは、デジタル税制議論の行方である。

OECD/G20のBEPS (税源浸食と利益移転) プロジェクトで議論が行われ、2021年に140か国・地域で構成される「包摂的枠組み」で2つの柱の合意がされた。第2の柱は、法人税引下げ競争に歯止めをかけるグローバル・ミニマム課税を各国が導入するというもので、すでにわが国など各国で法制化が行われている。

問題は第1の柱で、物理的拠点 (PE) がなくても市場国で課税できる新たな国際課税ルールの創設である。売上が200億ユーロ (約

3兆円) 超かつ利益率が10%超の多国籍企業を対象に利益率10%を超える超過利益の25%を売上に応じて市場国に配分することが合意された。実施には多国間条約の締結・合意が必要で、2024年6月までの署名が目標とされてきたが、多くの対象企業を抱え、条約に縛られることに伝統的な消極姿勢をとる米国の反対で今日まで発効していない。トランプ政権の発足で合意はほぼ困難という状況だ。

フランス、英国、イタリア、オーストリア、スペイン、インド、トルコの7か国は、一定規模以上のプラットフォームサービスやオンライン広告の売上に2-3%を課すデジタルサービスタックス (以下DST) を導入している。一方米国との間では、第一の柱が合意されれば廃止するとの合意がなされている。この間カナダも導入に踏み切った。

第一の柱の合意が見通せない状況でDSTが恒久化することとなりそうだが、そうなる何が起こるのか。第一次トランプ政権は、DSTに対抗してフランスのチーズなどの関税を引き上げる意向を示してけん制した。今回米国は、DSTに対抗して制裁関税の発動をしてくるだろう。そうでなくても関税を振りかざすトランプ政権には絶好のディールの

機会を与えることになり、欧州諸国との間で貿易戦争が激化する可能性がある。

筆者は、米国が第一の柱に同意しない場合、わが国もDSTの導入を検討してはどうかと主張してきた。売上税であるDSTは、法人税との二重課税になるなどデジタルビジネスが混乱を招く可能性があるため、DSTを損金算入するなどの工夫は必要だろう。望ましいのは、OECDで共通の案を探ることだろうが、トランプ政権の下では可能性はない。もっともこの場合、わが国も貿易戦争に巻き込まれる覚悟をする必要がある。

このような状況下で、米国内では全く異なる根拠で、デジタル広告に課税をすべきという学者の提言がなされている。

ノーベル経済学賞受賞者であるスタンフォード大学のローマー教授やMITのアセモグ

ル教授は、ソーシャルメディアの広告収益モデルが、ユーザーの注意を過度に引き付け、感情を煽るコンテンツを優先させることで、精神的健康問題や過激主義を助長していることを理由に、「罪の税 (sin tax)」として、デジタル広告収入に高率（例えば50%）のフラット税を課すべきだと提言している。「罪の税」というのは、社会的に有害な行為や行動を抑制することを目的に酒・たばこ、ギャンブルなどに課せられる税金で、政府の収入源としても機能する。ちなみにわが国の酒・たばこ税は、財政収入を目的とするものだが「罪の税」の考えはとっていない。

これらの動きをどう見るのか興味深い一年となりそうだ。

